

会 議 録

- 1 会 議 名 第2回 北九州市犯罪被害者等支援検討会
- 2 会 議 種 別 市政運営上会合
- 3 議 題 北九州市の犯罪被害者等への支援の方向性について
- 4 開 催 日 時 令和7年7月29日(火)
10時00分 ~ 11時50分
- 5 開 催 場 所 北九州市役所本庁舎 3階 特別会議室 A
(北九州市小倉北区域内1番1号)
- 6 出席者氏名 【構成員】 別添「構成員名簿」のとおり
【事務局】 総務市民局 南野安全・安心担当理事
中山安全・安心推進部長
倉田安全・安心推進課長
西本防犯・相談係長、米澤主任
- 7 非公開の理由 会議の内容から不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項について意見交換するため、非公開とする。
- 8 会 議 経 過
 - (1) 開会
 - (2) 会議経過
議事：北九州市の犯罪被害者等への支援の方向性について
ア 「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案について
(ア) 主な構成員意見
 - ・市民が見たときに伝わりやすいよう、一般施策という用語には注釈等を入れた方がいい。
 - ・「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案の(7)の大学等の連携した人材育成は、大学が強調されすぎており、大学だけでなく、弁護士会など多様な主体との連携を示す表現にしたほ

うが良い。例えば「民間と連携した支援ネットワークの形成」等。

- 「被害者等のニーズの高い経済的支援メニューの実施」の「経済的」という表現は、支援の中には見舞金以外のものも含まれているため削除した方がよい。
- 「『（仮称）北九州市犯罪被害者等支援条例』の制定についての方向性」の中で、「途切れない支援による長期間にわたる安心感の醸成」とあるが、「長期間」という表現を用いる場合には、具体的な期間や予算等と整合的になるよう、慎重な検討が必要。
- 市職員の犯罪被害者等支援に関する研修を充実させるべき。また各区役所に在籍する支援に長けた職員を活用して、支援の裾野を広げるべき。
- 「（仮称）北九州市犯罪被害者等支援条例」の中に被害を受けながらも、届出ができない暗数の人も相談ができるような仕組みを付け加えてほしい。
- 地方における途切れない支援の提供体制整備に向けて、被害者の負担軽減のため、ワンストップ体制の整備が必要。
- 「（12）支援を行わないことができる場合」に表記されている、「被害者等が犯罪を誘発した場合」という表現は、被害者の二次的被害に繋がりがねず、表現の仕方を再考するべきである。
- 教育活動の中に「トラウマ・インフォームド・ケア（Trauma-informed Care）」の考え方を取り入れ、被害者の視点に立った支援を推進すべき。
- 「（9）広報及び啓発等」の条文については、「日常生活を営むことすら困難となっている状況」等、表現を具体的にした方が、関わる人がイメージしやすくなる。
- 「（9）広報及び啓発等」の条文の中で、被害者等の支援の必要性の前に「被害者等の人権尊重」という文言を追記するなど、被害者が単に保護対象とされるだけの弱い存在として見られないよう配慮すべき。
- 骨子案に経済的支援の実施が含まれている点は高く評価できる。
- 「（11）意見等の反映」の中で、頭文を「市は被害者等の支援及び被害者支援施策の推進にあたっては、被害者等をはじめ、有識者その他市民等からの意見（以下略）」と追記してほしい。

イ 支援メニュー骨子案について

（ア）主な構成員意見

- 支援対象の拡大など意見を受けて、常にアップデートが可能な支

援メニューにしてほしい。

- ・カウンセリングなどの受け皿となる医療機関が市内で少ないため、その確保について検討してほしい。

9 その他 傍聴者なし

10 問い合わせ先 総務市民局 安全・安心推進部 安全・安心推進課
防犯・相談係
電話番号 093-582-2911